

## 被害者への情報提供

刑事手続、捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況等について警察官が継続的に連絡し、お知らせします。また、状況に応じてパトロールや必要な防犯指導等を行います。



## 支援内容等のご案内

犯罪被害にあわされた方、そのご家族に、「被害者の手引」を配布し、今後の捜査や裁判の流れ、利用できる制度、相談機関等を分かりやすく説明します。



## 専門職員による支援

捜査活動へのかかわりによる精神的な負担を軽減するため、専門職員が、事情聴取や実況見分等の捜査活動の付き添い、不安の軽減や再被害防止に関する助言等を行います。



# 警察による被害者支援

## 精神的被害への支援

犯罪被害による著しいストレスから、眠れないなどの心身に不調をきたした被害者やご家族の方を対象に、臨床心理士資格を有する職員が話を聞き、精神的被害を軽減したり回復への支援を行います。



## 一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合は、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

※ 事件の内容等によっては、公費負担できない場合もあります。



## 診断書料等の公費負担

犯罪被害により、警察に診断書を提出する際の初診料や検査料等を公費で支出します。

※ 事件の内容等によっては、公費負担できない場合もあります。

